

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月6日

香川県警察本部長 小島 隆 雄

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条、第10条関係)				別表第1(第7条、第10条関係)			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~24 略				1~24 略			
25 ストーカ 一行為等の 規制等に関 する法律(平 成12年法律 第81号)	略			25 ストーカ 一行為等の 規制等に関 する法律(平 成12年法律 第81号)	略		
25の2 平成 22年度にお ける子ども 手当の支給 に関する法 律(平成22 年法律第19 号)	第6条	<u>子ども手当の受給 資格及び額の認定</u>	<u>子ども手当認定通 知書又は子ども手 当認定請求却下通 知書</u> <u>子ども手当支給事 由消滅通知書</u>				
	第8条	<u>子ども手当の額の 改定</u>	<u>子ども手当額改定 通知書又は子ども 手当改定請求却下 通知書</u>				
	第10条	<u>子ども手当の支払 の一時差止</u>	<u>子ども手当支払差 止通知書</u>				
	第11条	<u>未支払の子ども手 当の支払</u>	<u>未支払子ども手当 支給決定通知書又 は未支払子ども手 当請求却下通知書</u>				

26 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）	略
--	---

27～36 略

26 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）	略
--	---

27～36 略

附 則

この規程は、平成22年4月6日から施行する。